

利根川栗橋流域水防事務組合水防活動基金条例

平成24年3月30日

水防組合条例第1号

(設置)

第1条 本組合の水防活動等に要する資金を積み立てるため、利根川栗橋流域水防事務組合水防活動基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することができる。

(処分)

第5条 管理者は、第1条の目的のため、基金は水防活動等に要する経費に充てる場合に限って、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。